

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ド レ ッ ク ス 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 村 米 浩 (コード番号: 4586 東証マザーズ) 問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 藤 岡 健 (TEL. 03-3664-9665)

# 第三者割当による新株式及び第 14 回新株予約権(行使価額修正条項付)の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2019 年2月 12 日(以下「発行決議日」といいます。) 開催の取締役会決議に基づく第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。) 及び第 14 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。) の発行に関し、2019 年2月 15 日(以下「条件決定日」といいます。) 開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において発行条件等を決議いたしましたので、2019 年2月 12 日に公表した本新株式及び本新株予約権の発行に関し、確定した発行条件等につき、お知らせいたします。なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細は、2019年2月 12 日付当社プレスリリース「第三者割当による新株式の発行、第14回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー※)の締結に関するお知らせ」(以下「発行決議日プレスリリース」といいます。)をご参照下さい。

なお、本新株式の割当予定先である株式会社MMの株主である松村眞良氏と松村米浩氏は、特別の利害関係を有するため、本取締役会の本新株式の発行条件等に関する決議には参加いたしておりません。

### 1. 決定された発行条件の概要

当社は、本日、本新株式及び本新株予約権のそれぞれに関し、下記の表に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙1として添付されている本新株式の発行要項記載の内容で本新株式を発行すること、及び別紙2として添付されている本新株予約権の発行要項記載の内容で本新株予約権を発行することを決議しております。

### <本新株式の発行条件の概要>

(1)	払込期日	2019年3月5日
(2)	発行新株式数	180,000 株
(3)	発行価額	1株につき 545円
(4)	資金調達の額	98, 100, 000 円
(5)	募集又は割当て方法	第三者割当の方法による。
(6)	割当予定先	株式会社MM
(7)	その他	当社は、株式会社MMとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株買取契約を締結する予定です。

### <本新株予約権発行条件の概要>

(1)	割当日	2019年3月5日			
(2)	2) 発行新株予約権数 2,320,000 個				
(3)	発行価額	総額 1, 252, 800 円 (新株予約権 1 個当たり 0.54 円)			
(4)	当該発行による 潜在株式数	2,320,000 株 (新株予約権1個につき1株) 上限行使価額はありません。			
		下限行使価額は当初 228 円としますが、下限行使価額においても、潜在株式			

		数は2,320,000株であります。				
(5)	資金調達の額	979, 892, 800 円 (注)				
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、427円とします。 本新株予約権の行使価額は、2019 年3月6日に初回の修正がされ、以後5 価格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、取引所において売買立会が行われる日(以下「取引日」といいます。)であって、本新株予約権の発行要項第22項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(WWAP)の単純平均値の、それぞれ94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。 (1)当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 り、対所において取引約定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所においる当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとします。)				
(7)	その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による 届出の効力発生後に、行使コミット条項等を規定する本新株予約権買取契約 を締結します。				

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

### 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1)調達する資金の額(差引手取概算額)

1	払込金額の総額	1,089,992 千円	
	本新株式の払込金額の総額	98, 100 千円	
	本新株予約権の払込金額の総額	1,252 千円	
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	990,640 千円	
2	発行諸費用の概算額	12,000 千円	

③ 差引手取概算額 1,077,992 千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額を合算した金額であります。

- 2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。
- 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
- 4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

### (2)調達する資金の具体的な使途

当社は、MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)について、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並びに新規の自社開発パイプラインの開発資金の確保を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行並びにEVO FUNDによる本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、 上記のとおり合計1,077,992,800円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途		金	額(百万円)	支出予定時期
1	MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカイ			
	ンテープ剤)の安全性等を確認するための臨床試験		784	2019年7月~2020年6月
	及びその付帯費用			
2	MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカイ			
	ンテープ剤)の安全性等を確認するための非臨床試		283	2019年7月~2020年6月
	験費用,CMC 関連費用			
3	新規自社開発パイプラインの非臨床試験及びその付	10	2019年7月~2020年12月	
	带費用			
	合 計		1, 077	

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、またEVO FUNDは本新株予約権買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として62価格算定日以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
  - 2. 当社は、2018年4月27日に医薬品用途として世界初となるマイクロニードルアレイ事業において、マイクロニードルアレイの実用化に向けてその供給体制を整備すべく、第 I 相及び第 II 相臨床試験向けのマイクロニードルアレイ治験薬工場の建設・整備、並びに第Ⅲ相臨床試験及び商業生産向けのマイクロニードルアレイ量産工場の建設・整備に必要な資金を得ることを目的として、第13回新株予約権(行使価額修正条項付)を発行しましたが、2018年11月30日に「第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却完了に関するお知らせ」でお知らせしましたように、当社株価が下限行使価額を下回る状況が続いたため、調達を断念し、残存する第13回新株予約権の全部を取得しその全部を消却しております。今回の資金調達は、2018年6月6日に「MRX-5LBTの生物学的同等

性を示す検証的臨床試験結果のお知らせ」でお知らせしたMRX-5LBTの生物学的同等性を示す検証的臨床試験の成功、2018年11月のFDAとの面談会議にて判明した当初想定を上回る試験費用、及び新規パイプライン候補の製剤開発の進展に対応するものであり、マイクロニードルアレイ関連の工場建設・整備に充当することを目的とはしていません。

### 3. 発行条件等の合理性

(1)払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ①本新株式

当社は、2019 年2月8日付で、2018 年 12 月期に係る決算短信を公表しております。当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本新株式の払込金額は、割当予定先である株式会社MMの代表取締役である松村真良氏及び取締役である松村米浩氏と協議のうえ、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2019 年2月8日)の取引所における当社普通株式の終値又は条件決定日の直前取引日の取引所における当社普通株式の終値となる金額のいずれか高い金額として決定いたしました。また、株式会社MMが上記払込金額で本新株式を引受けることで、同氏らがこれまで以上に経営にコミットすることに加え、当社株価に対するより強い責任を持つことができるものと考えております。

なお、本新株式の払込金額は、条件決定日の前営業日(2019年2月14日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である595円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して23.53%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である595円に対して23.53%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である707円に対して35.64%のディスカウントとなる金額です。

当社は、本新株式の払込金額は、既存株主の利益に配慮し、発行決議日の直前取引日における取引所株価と条件決定日の直前取引日における取引所株価の高い方の金額としたものであって、株式会社MMに特に有利な金額ではないと判断しております。また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、発行決議日の直前取引日における取引所株価と条件決定日の直前取引日における取引所株価の高い方の金額とされていることから、株式会社MMに特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

### ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎 知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及びEVO FUND との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや 二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び EVO FUND との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果 に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用い て本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、 無リスク利子率、EVO FUND の権利行使行動等についての一定の前提 (EVO FUND が行使コミット条項に基づく 権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、EVO FUND の新 株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含み ます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、上述のとおり、本新株式の発行決議に係る公表と同時に2018年12月期に係る決算短信を公表しております。当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額とすることと

いたしました。

上記に基づき、当社は、第三者算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUND との間での協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を発行決議日時点の評価額と同額である 0.54 円としました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で 2019 年 2 月 15 日を条件決定日とし、条件決定日時点において想定される本新株予約権1個の払込金額を、条件決定日時点における評価結果と同額となる 0.45 円としました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個の払込金額を 0.54 円と決定しました。当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行には該当しないものと判断いたしました。

また、本新株予約権の発行については、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、EVO FUND からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、本新株予約権の払込金額も赤坂国際会計によって算出された評価額と同額とされていることから、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。

### 株式会社メドレックス

## 新株式発行要項

- 募集株式の種類及び数 普通株式 180,000 株
- 2. 募集株式の払込金額 1 株につき 545 円とする。
- 3. 払込金額の総額 98,100,000 円
- 4. 申込期日
- 2019年3月5日
- 5. 払込期日 2019年3月5日
- 6. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額: 49,050,000 円 増加する資本準備金の額: 49,050,000 円
- 7. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての新株式を株式会社 MM に割り当てる。
- 8. 払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店
- 9. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

# 株式会社メドレックス 第14回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メドレックス第 14 回新株予約権

(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金0.54円(本新株予約権1個あたり0.54円)

3.申込期日2019年3月5日4.割当日及び払込期日2019年3月5日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO

FUND に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 2,320,000 株 (本新株予約権 1 個あたり 1 株 (以下、「割当株式数」という。)) とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

2.320,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,252,800 円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これ を切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。) は、当初、427 円とする。

### 10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、取引所において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ 94%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 下限行使価額は、当初228円とする。

(3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、 株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割 当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無 償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株 主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日 の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る 価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当 の場合を含む。) 又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の 交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を 発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権 付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の 取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなし て行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約 権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用す る。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適 用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が 取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発 行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行 されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又 は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付 されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定 した日の翌日以降、これを適用する。
  - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する
  - ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価

額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額ー調整後行使価 調整前行使価額により当該期間内

株式数 = 額)×

交付された株式数

### 調整後行使価額

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 ⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通 株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場 合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、 基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行 済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とす る。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、 基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まな いものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全 親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使 価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する 日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行 う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

### 12. 本新株予約権の行使期間

2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第22項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引を上限に延長される。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な 事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全 額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる 場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座 に入金された日に発生する。
- 18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

20. 払込取扱場所

株式会社中国銀行 三本松支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

市場混乱事由とは、以下の事由をいう。

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において 取引約定が全くない場合)
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ 安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。)
- 23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### 25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。